

【報告】犬山市地域公共交通運賃料金協議会の結果報告について

開催日時 令和8年2月12日(木)PM2:00～

協議事項 ①わん丸君バスの運賃について

②犬山市地域公共交通運賃料金協議会の運用方針について

協議結果 ①・②共に全会一致で承認

<協議の概要>

①わん丸君バスの運賃について

1) 中学生の運賃区分の見直し



前回再編時に中学生の登下校対応として朝便を導入しています。中学生の運賃は、現行では大人と同じ運賃（1日200円）ですが、通学にあたる金銭的な負担を解消するため、小学生と同じ義務教育期間と捉え、小学生と同じ運賃（1日100円）に見直します。

2) 回数券の券面金額・販売単位の変更



中学生の運賃区分見直しに伴い、運賃100円の対象者の増加が見込まれることから、回数券の種類について、現在の「200円券11枚綴り」に加え、「100円券11枚綴り」を追加します。

3) 85歳以上・小学生パス券の対象年齢の変更



運転免許証の自主返納にかかる心理的負担を軽減し、公共交通を利用した暮らしへの移行を促進するため、85歳以上パスの対象年齢を75歳へ引き下げます。

また、中学生の運賃区分が小学生と同様の扱いとなったため、小学生パス券を小中学生パス券へと変更します。

※事前に実施した意見聴取（パブリックコメント）について

募集対象 わん丸君バス再編案のうち運賃及び料金に関する事項

実施期間 令和7年11月4日(火)～12月5日(金)

閲覧場所 市役所本庁舎1階ロビー 防災交通課窓口 各出張所

市民健康館 福祉活動センター シンエイライフ犬山ライブラリー

結果 意見数 1件 ※裏面のとおり

いただいたご意見の内容と市の考え方

意見数 1件(1名)

(いただいた意見)

わん丸君バスの運賃等の見直しについて一つ提案があります。小牧市の「こまくる」は65歳以上の小牧市民はもちろん他市民も乗車賃は無料です。その他の大人は200円、小学生は100円となっています。犬山市の場合65歳以上の無料化は困難と思いますが、小牧市にはない取り組みとして、市長がいつも言われる「来るまちから住むまち」「子供にやさしいまち」として小・中学生のわん丸バス運賃の無料化を提案します。

R4年度のデータですが運賃収入は約850万円で、その中で小、中学生の運賃収入はほぼゼロと書いています。従って小、中学生を無料化しても市の財政負担が増えることはありません。以前からこの提案をしていますが、必ず受益者負担の原則の話がでます。現行の運行状況を見る限り空席が目立っており、空席を利用するだけですから、小・中学生に受益者負担を求めることはいかがなものかと思います。現在春・夏・冬休み期間中は無料ですが、年中無料化にすることで少しでも子供たちがわん丸バスに乗る機会がふえて、わん丸バスへの親しみや関心が深まることが期待できます。小・中学生の無料化で近隣市町との差別化ができて犬山市のアピールポイントが増え、保護者の家計も助かります。またわん丸バスのドライバーも乗客が少しでも多いほうがモチベーションも上がると思います。小・中学生を無料化することにより、「犬山市」「家計」「ドライバー」にメリットがあると思われれます。

(市の考え方)

令和6年度について、小学生の運賃収入(パス券除く)は46,000円でした。全体の運賃収入(パス券除く)8,325,100円に占める割合は約0.6%であり、ご意見のとおり財政負担の影響は少ないです。

しかし、現時点においては受益者負担の観点もありますが、「公共交通はみんなを支える乗り物であり、確保維持のために利用者がお金を払って乗るもの」という考えの下、小中学生についても、一定の運賃をお願いしています。

また、将来の公共交通利用につなげるために、子供の頃から乗る機会を作ることも重要であり、地域公共交通計画において実施事業として位置付けをしています。

したがって、わん丸君バスにおける現時点での小中学生への対応としては、運賃は一定額をお願いしつつ、無料乗車キャンペーン等で乗車機会を作ることで利用促進を図り、維持確保に努めていく考えです。

②犬山市地域公共交通運賃料金協議会の運用方針について

1 概要

犬山市地域公共交通運賃料金協議会(以下、「協議会」という。)にて協議を行う案件のうち、軽微な事案が発生した際の運用方針について協議を行う。

2 背景

協議会の開催については、国土交通省が「関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。」と示している。

3 運用方針

犬山市についても国土交通省と同様に考え、軽微な事案が発生した際は、協議会を開催しないこととする。なお、軽微な事案としては、以下の事例を想定している。

- (1) 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く)でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

4 対象路線

わん丸君バス(犬山市コミュニティバス)における全ての路線

5 協議会規則の改正

軽微な事案について協議を省略することができる旨の条文を追加予定